

はじめに

1. 千葉県地域福祉支援計画の位置付け

「千葉県地域福祉支援計画」は、千葉県における地域福祉推進の基本方針であるとともに、市町村支援のガイドラインです。

この計画では、県の地域福祉施策を推進するための共通理念と取組みの方向性を示すこととし、各分野の具体的施策については、個別の計画において推進されることを基本とします。

また、この計画の推進に当たっては、福祉、医療、健康づくりの各計画と連携することはもちろんのこと、住まいや教育等の他分野とも連携し取り組んでまいります。

「地域福祉支援計画」は、社会福祉法第108条に基づき、市町村等が行う地域福祉の取組みを支援するとともに、市町村と協働して地域福祉の基盤整備に取り組むため都道府県が策定するものです。

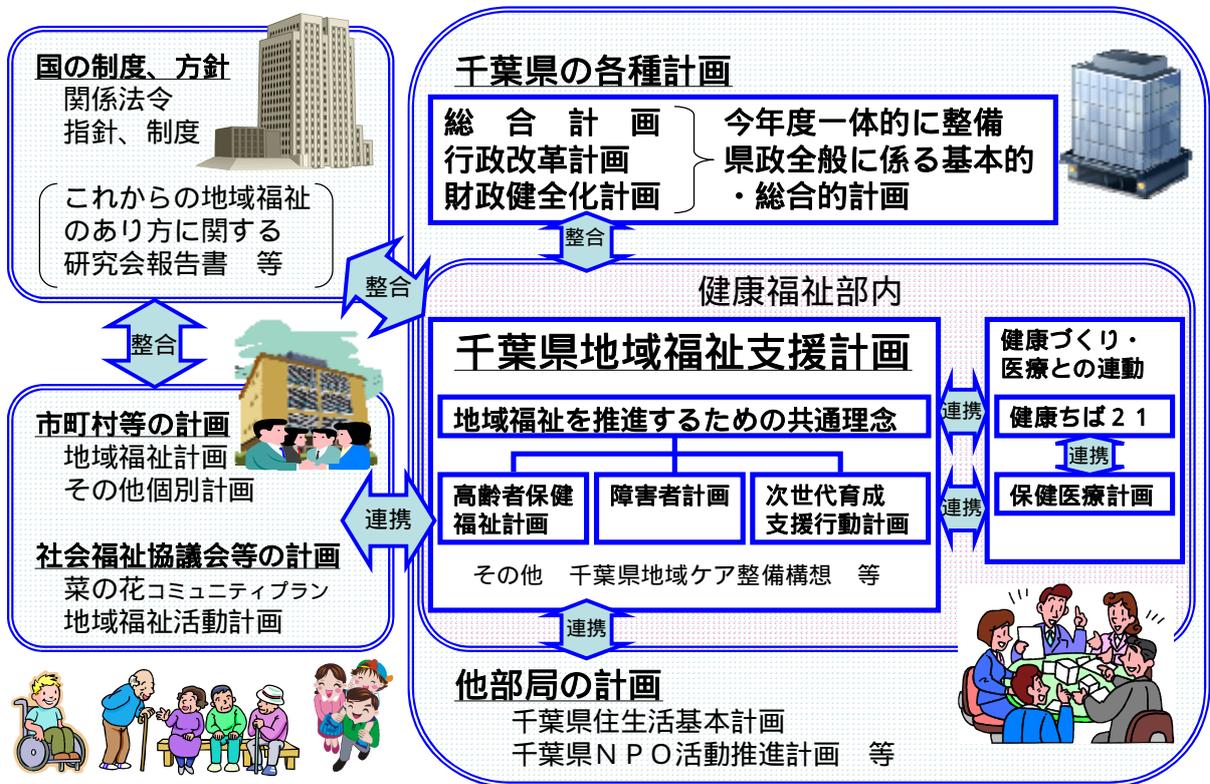
社会福祉法（抜粋）

（都道府県地域福祉支援計画）

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通じる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
 - 2 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 3 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
-

千葉県地域福祉支援計画と関係する諸計画(相関図)



2. 計画期間

平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

計画の中間点である平成24年度を目処に、計画の進捗状況を中間的に取りまとめ、必要な場合は個別施策の見直しを図る等、計画期間中の状況変化に適切に対応します。